

瓦田区規約

第1章 総則

第1条 本区は、瓦田区と称し事務所を瓦田公民館におく。

第2条 本区は、瓦田区内に居住する住民（所帯）で構成し、班別及び組制を設ける。

（目的）

第3条 本区は、区民の融和と福祉の増進及び生活向上を図り、市と区の連絡並びに調整に当たることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本区は、第3条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 公民館活動の目的達成に必要な事項
- (2) 安全安心に関する事項
- (3) 環境衛生の改善事項
- (4) 区民の体育に関する事項
- (5) 区民の文化に関する事項
- (6) 区民の福祉に関する事項
- (7) 市役所等からの伝達事項及び区民の要望等の処理

（広告）

第5条 本区の広告は、区の掲示板に掲示するか、組長を通じ各戸に文書等の配付及び回覧等により周知する。

第3章 運営

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、区費、特別区費（企業）、使用料及び市からの助成金等をもってあてる。

第7条 本区の区費の金額は総会で定める。ただし、使用料は公民館使用規定による。

第4章 役員等

第8条 本区は、下記の役員並びに顧問、相談役、評議員、監事、体育部、文化部、安全部、福祉推進委員会、組長及び事務員等をおく。

- (1) 役員
 - 区長（公民館長兼務）、副区長（副公民館長兼務）、会計及び班長（各班から1名）
- (2) 顧問
 - 若干名
- (3) 評議員
 - 若干名
- (4) 監事
 - 2名

(5) 体育部

- ア 体育部長（区長選任）
- イ 体育委員
- ウ スポーツ指導員（各班から1名）

(6) 文化部

- ア 文化部長（区長選任）
- イ 文化部員

(7) 安全部

- ア 安全部長（区長選任）
- イ 安全部員

(8) 福祉推進委員会

- ア 福祉推進委員会会长（区長選任）
- イ 福祉推進委員

(9) 組長（各組から1名）

(10) 事務員等

集会所管理指導員、事務員、連絡員

2 役員会は、区長、副区長、会計及び班長で構成する。

第9条 区長、副区長、会計、相談役、評議員、監事、体育部長、文化部長、安全部長及び福祉推進委員会会长の任期は2年とし再任を妨げない。

第10条 役員等の選出

- (1) 区長、副区長及び会計の選出は、選考委員会で選考し総会で承認し、選考委員会は評議員で構成する。
- (2) 評議員及び監事は、役員会で決める。
- (3) 班長及びスポーツ指導員は、各班の組長が協議のうえ選任する。
- (4) 組長は、各組で選出する。
- (5) 事務員の採用は、区長が選び役員会の同意を得て決定する。
- (6) 区長は、若干名の顧問、相談役をおくことができる。

第11条 役員等の報酬及び事務員、連絡員の給料並びに退職引当金等は総会で決める。

第5章 任務

第12条 役員等の任務は下記の通りとする。

- (1) 区長は、区を代表し区の業務を総括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長不在の時はその代行をする。また、公民館長を補佐し、公民館長不在の時はその代行をする。
- (3) 会計は、区の会計事務を行う。
- (4) 班長は、当該の組を取りまとめ区長を補佐する。
- (5) 評議員会は、区の諮問機関とする。
- (6) 監事は、会計監査を行い、その結果を総会で報告する。
- (7) 体育部長、体育委員及びスポーツ指導員は、体育振興に関し副区長を補佐する。

- (8) 文化部長及び文化部員は、文化の振興に関し副区長を補佐する。
- (9) 安全部長及び安全部員は、安全安心に関し副区長を補佐する。
- (10) 福祉推進委員会会长及び福祉推進委員は、福祉の推進に関し副区長を補佐する。
- (11) 組長は、当該の組員を取りまとめ班長及び区長を補佐する。
- (12) 集会所管理指導員は、区長の指示により瑞穂集会所の管理指導を行う。
- (13) 事務員は、区の事務を行い区民の便宜を図る。
- (14) 連絡員は 区長の指示により連絡業務を行う。

第6章 区民の権利と義務

第13条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。

第14条 区民は、総会に於いて決定した区費を毎月納入しなければならない。ただし、特別の事情がある人に対しては、区費の減額又は免除することができる。

2 家主は借家の賃貸契約の際、借家人に対し区費納入の義務あることを家主の責任において承知せしめるものとする。

第7章 会議

第15条 会議の種別

通常総会（代議員制）、臨時総会（代議員制）、役員会、評議員会及び組長会議。

第16条 総会は、役員、相談役、評議員、監事及び代議員または、その委任を受けたもので構成する。

- (1) 通常総会は、毎年4月末日までに区長が招集し開催しなければならない。
- (2) 臨時総会は、区長及び役員会で必要と認めたときに開催しなければならない。
- (3) 総会を開くときは、開催日の7日前までに、会議の目的、日時、場所等を各戸に通知する。

第17条 総会は、下記の事項を議決する。

議案審議

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選出
- (5) その他の事項

第18条 通常総会、臨時総会は、役員、相談役、評議員、監事及び代議員またはその委任を受けた者の3分の2以上の出席がなければ成立しない。各議案は出席者の過半数で決める。ただし、賛否同数のときは議長が決める。

第19条 役員会は、必要に応じ区長が招集する。ただし、役員の3分の1以上の要求があれば区長はこれを招集しなければならない。

第20条 総会には書記を置き、議事録を作成する。

第21条 代議員の選出

代議員は、各組新旧組長の2名とする。

第8章 事業計画及び予算

第22条 本区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、総会の決議を経て定めなければならない。

前項の規定にかかわらず、年度開始日から総会において予算が決議されるまでの間は、前年度の予算を基準として区長の判断で執行することができるものとする。

附 則

この規約は、昭和44年4月13日より施行する。

この規約は、昭和47年5月21日に一部を改正する。

この規約は、昭和49年4月14日に一部を改正する。

この規約は、昭和53年4月23日に一部を改正する。

この規約は、昭和56年4月5日に一部を改正する。

この規約は、昭和57年4月11日に一部を改正する。

この規約は、昭和58年4月10日に一部を再生する。

この規約は、昭和59年4月15日に一部を改正する。

この規約は、昭和60年4月3日に一部を改正する。

この規約は、平成8年4月7日に一部を改正する。

この規約は、平成19年4月8日に一部を改正する。

この規約は、平成25年4月7日に一部を改正する。

この規則は、平成27年4月19日に一部を改正する。

この規則は、令和2年4月12日に一部を改正する。

この規則は、令和6年4月14日に一部を改正する。